

香川県報



号 外

平成 18 年

4 月 1 日(土曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

規 則

●香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則

（人事・行革課）

規 則

香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年四月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第五十三号

香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則

香川県出先機関事務決裁規則（昭和四十四年香川県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第四条第五項中、「（知事公室長及び危機管理監を含む。）」を削る。

別表一政策部の部香川県東京事務所の項中「あらかじめ所長が指名する職員」を「主管課長」に改め、同表健康福祉部の部香川県西讃保健所の項中「生活福祉総務課長」を「健康福祉総務課長」に改め、同部中

香川県身体障害者総合リハビリテーションセンター身体障害者相談所	次長	あらかじめ所長が指定する職員
---------------------------------	----	----------------

を

香川県障害福祉相談所

次長

あらかじめ所長が指定する職員

に

香川県精神保健福祉センター

次長

改め、同表健康福祉部の部香川県知的障害者相談所の項及び香川県精神保健福祉センターの項を削り、同表農政水産部の部香川県東讃土地改良事務所及び香川県中讃土地改良事務所の項中「主管課長」を「次長」に、「総務課長」を「主管課長」に改める。

別表二の二の項第十号を削り、同表の四の項中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

4 所管工事に係る総合評価競争入札において落札者を決定すること。

別表三環境管理室の部一の項第一号中「ばい煙発生施設又は特定粉じん発生施設」を「ばい煙発生施設等」に改め、「六条一項」の下に「十七条の四第一項」を、「九条」の下に「九条の三」を加え、同項第二号中「ばい煙発生施設又は特定粉じん発生施設」を「ばい煙発生施設等」に改め、「七条一項」の下に「十七条の五第一項」を、「九条」の下に「九条の三」を加え、同項第三号中「ばい煙発生施設又は特定粉じん発生施設」を「ばい煙発生施設等」に改め、「八条一項」の下に「十七条の六第一項」を、「九条」の下に「九条の三」を加え、同項第四号中「ばい煙排出者又は特定粉じん排出者」を「ばい煙排出者等」に、「ばい煙発生施設又は特定粉じん発生施設」を「ばい煙発生施設等」に改め、「九条」の下に「十七条の七」を加え、同項第五号中「ばい煙発生施設又は特定粉じん発生施設」を「ばい煙発生施設等」に改め、「十条二項」の下に「十七条の十二第二項」を加え、同項第六号中「負担能力」の下に「（助産の実施又は母子保護の実施に要する費用に係るものに限る。）」を加え、同号を同項第五号とし、同項第七号中「費用」の下に「（助産の実施又は母子保護の実施に要する費用に係るものに限る。）」を加え、同号を同項第六号とし、同項第八号を削り、同部六の項第一号中「又は居宅介護支援」を「居宅介護支援又は介護予防サービス」に改め、同項第三号中「ついて」を「立ち入り、その」に改め、同項第四号中「ついて」を「立ち入り、その」

に改め、同号を同項第七号とし、同項第三号の次に次の三号を加える。

<p>4 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防サービス事業者（以下この関係事務において「指定居宅サービス事業者等」という。）に対し、人員、設備及び運営に関する基準等を遵守すべきことを勧告すること。（法七十六条の二第二項、八十三条の二第二項、百十五条の七第一項）</p>				
<p>5 勧告を受けた指定居宅サービス事業者等がその勧告に従わなかつた旨を公表すること。（法七十六条の二第二項、八十三条の二第二項、百十五条の七第一項）</p>				
<p>6 指定居宅サービス事業者等に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命じ、その旨を公示すること。（法七十六条の二第三項・四項、八十三条の二第三項・四項、百十五条の七第三項・四項）</p>				

別表三健康福祉課の部六の項に次の一号を加える。

<p>8 指定介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防サービス事業者であつた者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であつた者（以下この関係事務において「指定介護予防サービス事業者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定介護予防サービス事業者であつた者等に対し出頭を求め、又は当該職員に係る者に対して質問させ、若しくは当該指定介護予防サービス事業者の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させること。（法百十五条の六第一項）</p>				
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--	--	--

別表三土地改良課の部二の項に次の一号を加える。

<p>23 公告を行うこと。（2及び13の届出、3、7及び11の認可並びに12の同意に係るものに限る。）。（法第十八条十七項、三十条三項、四十八条十一項、六十七条三項、九十五条四項、九十六条の二第七項、百十三条の二第二項）</p>				
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--	--	--

別表三監理課の部六の項第五号中

を に改め、同

部十八の項第一号中「五条三項、六条一項」を「八条三項、九条一項」に改め、同部二十の項第一号中「及び施工」を「施工及び維持保全」に、「十五条一項」を「七十四条一項」に改め、同項第二号中「十五条の二第一項」を「七十五条一項」に改め、同項第三号中「届出」を「届出をした者に対し、当該届出」に、「十五条の二第二項」を「七十五条二項」に改め、同項第四号中「特定建築主」を「特定建築主等」に、「施工」を「施工若しくは維持保全」に、「二十五条四項」を「八十七条十項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

<p>4 2の届出に係る事項に関する当該建築物の維持保全の状況について報告を受けること。（法七十五条四項）</p>				
<p>5 4の報告をした者に対し、エネルギーの効率的利用に資する維持保全をすべき旨の勧告をすること。（法七十五条五項）</p>				

別表四の一の表一の項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

<p>1 消費者に対し、不当な取引行為を行つていと認められる事業者の氏名その他必要な情報（事業者の所在が明確でないものに限る。）を提供すること。（条二十条）</p>				
------------------------------------------------------------------------------------	--	--	--	--

別表四の七の表二の項中「条…香川県森林公園条例」を削り、同項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号及び第五号を削る。

別表四の八の表健康福祉課の部中「健康福祉課」の下に「健康福祉総務課」を加え、

同部二の項中第五号を削り、同項第六号中「負担能力」の下に、「(助産の実施又は母子保護の実施に要する費用に係るものに限る。)」を加え、同号を同項第五号とし、同項第七号中「費用」の下に、「(助産の実施又は母子保護の実施に要する費用に係るものに限る。)」を加え、同号を同項第六号とし、同項第八号を削り、同部六の項第一号中「又は居宅介護支援」を、「居宅介護支援又は介護予防サービス」に改め、同項第三号中「ついて」を、「立ち入り、その」に改め、同項第四号中「ついて」を、「立ち入り、その」に改め、同号を同項第七号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

4	指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防サービス事業者(以下この関係事務において「指定居宅サービス事業者等」という。)に対し、人員、設備及び運営に関する基準等を遵守すべきことを勧告すること。(法七十六条の二第一項、八十三条の二第一項、百十五条の七第一項)		
5	勧告を受けた指定居宅サービス事業者等がその勧告に従わなかった旨を公表すること。(法七十六条の二第二項、八十三条の二第二項、百十五条の七第一項)		
6	指定居宅サービス事業者等に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命じ、その旨を公示すること。(法七十六条の二第三項・四項、八十三条の二第三項・四項、百十五条の七第三項・四項)		

別表四の八の表健康福祉課の部六の項に次の一号を加える。

8	指定介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者(以下この関係事務において「指定介護予防サービス事業者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定介護予防サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定介護予防サービス事業者の当該指定に係る事業所に立ち		
---	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させること。
(法百十五条の六第一項)

別表四の八の表環境管理室の部一の項第一号中「ばい煙発生施設又は特定粉じん発生施設」を、「ばい煙発生施設等」に改め、「六条一項」の下に、「十七条の四第一項」を、「九条」の下に、「九条の三」を加え、同項第二号中「ばい煙発生施設又は特定粉じん発生施設」を、「ばい煙発生施設等」に改め、「七条一項」の下に、「十七条の五第一項」を、「九条」の下に、「九条の三」を加え、同項第三号中「ばい煙発生施設又は特定粉じん発生施設」を、「ばい煙発生施設等」に改め、「八条一項」の下に、「十七条の六第一項」を、「九条」の下に、「九条の三」を加え、同項第四号中「ばい煙排出者又は特定粉じん排出者」を、「ばい煙排出者等」に、「ばい煙発生施設又は特定粉じん発生施設」を、「ばい煙発生施設等」に改め、「九条」の下に、「十七条の七」を加え、同項第五号中「ばい煙発生施設又は特定粉じん発生施設」を、「ばい煙発生施設等」に改め、「十条二項」の下に、「十七条の十二第二項」を加える。

別表四の九の表二十一の項中第二十九号を第三十号とし、第二十三号から第二十八号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二十二号中「医薬品を」を、「医薬品等」に改め、同号を同項第二十三号とし、同項第二十一号を第二十二号とし、同項第二十号中「医薬品を」を、「医薬品等」に改め、同号を同項第二十一号とし、同項第十九号を第二十号とし、第十五号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十四号中、「東讃保健所」は、高松市の区域を含む。15、20、22及び25から27までの事項において同じ。」「を削り、同号を同項第十五号とし、同項第十三号を第十四号とし、第五号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

5	卸売一般販売業の管理者が店舗以外の場所で業として薬事に関する実務に従事することを許可すること。(法七条三項、二十七条) (東讃保健所にあつては、高松市の区域を含む。15、16、21、23及び26から28までの事項において同じ。)		
---	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

別表四の十の表一の項第二十六号を削る。
別表四の十二の表を次のように改める。

十二 障害福祉相談所

関係事務	事 項	所長等委任	決 裁 区 分 所長等 課長等
一 身体障害者福祉法 関係事務 法：身体障害者福祉 法	<ol style="list-style-type: none"> 1 身体障害者に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。 (法十一条二項) 2 身体障害者の医学的、心理学的若しくは職能的判定又は補装具の処方若しくは適合判定を行うこと。 (法十一条二項) 3 市町の求めに応じ、市町が行う介護給付費等の支給の要否の決定等に関し、意見を述べ、又は関係者の意見を聴くこと。(法十一条二項) 4 市町の求めに応じ、市町が行う介護給付費等の支給の要否の決定等に関し、技術的事項についての協力等を行うこと。(法十一条二項) 5 身体障害者の巡回相談を行うこと。(法十一条三項) 		
二 知的障害者福祉法 関係事務 法：知的障害者福祉 法	<ol style="list-style-type: none"> 1 知的障害者に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。 (法十二条二項) 2 十八歳以上の知的障害者の医学的、心理学的又は職能的判定を行うこと。(法十二条二項) 3 市町の求めに応じ、市町が行う介護給付費等の支給の要否の決定に関し、意見を述べ、又は関係者の意見を聴くこと。(法十二条二項) 4 市町の求めに応じ、市町が行う介護給付費等の支給の要否の決定等に関し、技術的事項についての協力等を行うこと。(法十二条二項) 5 知的障害者の巡回相談を行うこと。(法十二条三項) 6 療育手帳を交付し、又は再交付すること。 		
三 発達障害者支援法 関係事務 法：発達障害者支援 法	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童の発達障害の早期発見に関する技術的事項についての指導、助言その他の市町に対する必要な技術的援助を行うこと。(法五条五項) 2 発達障害者及びその家族に対し、専門的に、その相談に応じ、又は助言を行うこと。(法十四条一項一号) 3 発達障害者に対し、専門的な発達支援及び就労の支援を行うこと。(法十四条二項二号) 4 発達障害者についての情報提供及び研修を行うこと。(法十四条一項三号) 5 発達障害者に関して、連絡調整を行うこと。(法十四条一項四号) 1 一件の評価額が百万円未満の物品の無償貸付けを行うこと。 		
四 その他			

別表四の十六の表を別表四の十五の表とし、別表四の十七の表を別表四の十六の表とし、別表四の十八の表を別表四の十七の表とし、別表四の十九の表を削り、別表四の二十の表を別表四の十八の表とする。

「条…香川県使用料、手数料条例」を「条…香川県使用料、手数料条例」に改め、
「規…香川県計量検定所規則」を「規…香川県計量検定所規則」に改め、

同項に次の一号を加え、同表を別表四の十九の表とする。

40 受託検査を行うこと。(規六条)

別表四の二十二の表を別表四の二十の表とする。

「条…香川都市公園」を「条…香川都市公園」に改め、
「規…香川都市公園」を「規…香川都市公園」に改め、

め、同項中第十号を第十二号とし、第九号を第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

11 集会所の利用の許可等を取り消し、又は利用の停止を命ずること。(規二十一条)

別表四の二十三の表の一の項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加え、同表を別表四の二十一の表とする。

7 集会所の利用の許可又は当該許可事項の変更の許可をすること。(条七条の二、規二十条の五)

別表四の二十四の表を別表四の二十二の表とし、別表四の二十五の表を別表四の二十三の表とし、別表四の二十六の表を別表四の二十四の表とし、別表四の二十七の表を別表四の二十五の表とする。

別表四の二十八の表中三の項を削り、四の項を三の項とし、同表を別表四の二十六の表とする。

別表四の二十九の表一の項第二号、第三号及び第七号中「」を「」に改め、同表を別表四の二十七の表とする。

別表四の三十の表一の項に次の一号を加え、同表を別表四の二十八の表とする。

23 公告を行うこと。(2及び13の届出、3、7及び11の認可並びに12の同意に係るものに限る。)(法十八条十七項、三十条三項、四十八条十一項、六十七条三項、九十五条四項、九十六条の二第七項、百十三条の二第二項)

別表四の三十一の表を別表四の二十九の表とする。

別表四の三十二の表六の項第五号中「」を「」に改め、同表二十

の項第一号中「五条三項、六条一項」を「八条三項、九条一項」に改め、同表二十二の項第一号中「及び施工」を「施工及び維持保全」に、「十五条一項」を「七十四条一項」に改め、同項第二号中「十五条の二第二項」を「七十五条一項」に改め、同項第三号中「届出」を「届出をした者に対し、当該届出」に、「十五条の二第二項」を「七十五条二項」に改め、同項第四号中「特定建築主」を「特定建築主等」に、「施工」を「施工若しくは維持保全」に、「二十五条四項」を「八十七条十項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号の次に次の二号を加え、同表を別表四の三十の表とする。

4 2の届出に係る事項に関する当該建築物の維持保全の状況について報告を受けること。(法七十五条四項)

5 4の報告をした者に対し、エネルギーの効率的利用に資する維持保全をすべき旨の勧告をすること。(法七十五条五項)

別表四の三十三の表を別表四の三十一の表とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。